

『消すまでは 心の警報 ON のまま』 (平成 25 年度全国統一防火標語)

『寝る前に 火の元確認 もう一度』 (平成 25 年度裾野市防火標語)

11月9日(土)から15日(金)までの7日間、秋季火災予防運動が実施されます。

今年8月に京都府でガソリンの取扱いに起因する重大な事故が起きました。

ガソリンは車のほか、自家発電機、草刈り機など日常生活の身近な燃料として使われます。取扱いには十分注意しましょう。

また、住宅には火災から命を守るため住宅用火災警報器を付けましょう。



消防本部予防課
992-3211

イベント会場等におけるガソリンの貯蔵・取扱い注意

ガソリンや灯油、軽油といった普段身近で使っている危険物がありますが、貯蔵や取扱いの方法を誤ると火災や重大な事故につながるおそれがあります。貯蔵、取扱いの際は以下の点にご注意ください。

- ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具などを使わない。
- 金属製容器に貯蔵するとともに、地面に直接置くなどして静電気の蓄積を防ぐ。
- ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は必ず密栓する。
- 火気や高温部から離し、直射日光の当たらない通風、換気の良い場所に保存する。
- 取扱いの際には、説明書など

に書かれた容器の操作を行い、こぼれやあふれに注意する。万一流出させてしまったときは少量であっても回収・除去を行い、周囲の火気使用禁止や立ち入りの制限などをする。

- 使用する機器に給油する際は、必ずエンジンを停止する。



ガソリンの貯蔵には
金属製容器を使いましょう



ガソリンの貯蔵には
樹脂製容器は火災危険性が高いので
使わないようにしましょう

付いていますか？ 住宅用火災警報器

火災から大切な家族の命を守るため、まだ設置が済んでいない方は早急に設置をお願いします。

火災を早期に発見することで、初期消火や通報などが早まり、近隣への延焼被害も軽減します。

住宅防火対策として、全国すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

